

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、木田郡二股土地改良区の頭首工管理規程を次のとおり令和3年6月25日認可した。

令和3年7月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

木田郡二股土地改良区頭首工管理規程の概要

1 かんがい期間

毎年5月1日から9月30日まで

2 取水量等

頭首工の水位及びそれぞれの河川の流量に応じてゲートの開度を調整し、必要な取水量を確保できるようにする。

3 洪水等緊急時の措置

管理者は、警戒体制をとり、緊急事態に対応した施設の操作を行う。

4 施設の管理

管理者は、操作に必要な器具設備等の点検整備を行う。